

委員からの意見全体像(討議用資料)

資料2

分野	個別テーマ	資料4での追加	委員から寄せられた復興への課題・提言	
	理念		今回の大震災が残した教訓の一つは、過去の災害に学ぶことだった。過去の津波被害で分かった安全線を愚直に守り続けた地域は被害が少なかった。今回こそ、何十年後の大津波に備える街づくりを徹底したい。	
			理念を欠いたまま災害公営住宅や公共の建物等が建築されていくと、無秩序な町になる。	
			まちづくりの再建を契機として、将来の日本のモデルとなるような地域産業のあり方や地域包括ケアのあり方を併せて考えることが必要。	
			あえて「理念」にこだわることで、長期的にみればよい復興を成し遂げられるのではないか。今後の地域社会の先を行くような視点をもった復興を目指していくべき。	
			復興に求められているのは「スピード感」に尽きる。元の姿を希望する人がいるのであれば、「復興」に捉われず、まずは復旧を図ってもいいのではないか。理想的な形の復興でなくても、「ベターの積み重ねがベストになる」との考えが重要。	
			すでに復興まちづくりのための技術的・財政的支援は整えられているが、実際のゴールは地域自身が決めるべき問題。	
			「復興の苦しみ」の局面を迎えるなかで、被災者自身が頑張るといふ、被災者の当事者性の回復が重要。将来の夢と現実を被災者に見せ、妥協しながらも選択できるよう促していくことが必要ではないか。	
			○ 地域の再生を最重点に掲げ、そのために①住居の再生②産業の再生③就業の再生—に集中的に取り組んでもらいたい その際「被災者の当事者性」は重要	
	1. 地域づくりへの考え方	住民によるまちづくり		一般市民にとっては復興の進捗が実感できない。市民が「復興の全体像」を知り、議論することができるような場を整備していくべき。
				被災者を含む住民から、「どんな町に復興したいか」についての意見が聴取されていない。住民からの意見聴取や住民への情報提供については自治体間で差が大きく、従って復興プランの内容(どれだけ現在及び未来の住民の満足を得られるか)について、格差が大きい。
				ソフトに関する情報(たとえば、高齢社会に適したコンパクト・シティ、現在の被災者支援を発展した地域包括ケアの町の姿など)も、住民に提供されていない。
				防潮堤の高さなどは地域の景観・観光にも影響を与えることから、こうした視点からも、住民の意見を聞いて復興のあり方を検討していくべき。
				現場の女性の声をもっと反映する必要。
				○ 復興庁、各県など行政機関の人員には限りがあり、住民が率先して進める動機づけ、誘因策をとるべきだ。民間のイニシアティブを行政が支援する態勢づくりに重点を置く。被災住民に対し街づくりの情報提供を制度化・効率化するなどの仕組みを整備する必要がある。
				○ 居住地域に関するまちづくりは、全住民に対し、まちづくり協議会(但し、会の呼称は自由)で意見を述べる権利を保障したうえ、住民側から出る案と行政側の案とをキャッチボール方式で交換しながら進める方式を指導されたい。
	○ 防潮堤は、居住できる地域の範囲や景観その他に決定的影響を与える。また、学校の設置場所も、住民の暮らしに大きく影響する。にもかかわらず、両者の設置について住民の意向が聴取されていない自治体が多い。 早急に、住民の意向聴取をすべきである。			
	○ 地域包括ケアや子育て支援を、復興まちづくりと一体的に検討していくために、住民や福祉・子育て施設、医療機関、商店、行政等によるワークショップなどを重ねることが大切。 その際、第三者である専門家の支援を受けられる「地域づくり支援事業(専門家派遣事業)」の活用等を普及。 住民においては、女性や若者等の参画を得るために、女性部会や若者部会で意見交換することも有効。 まちづくりに未経験の行政職員の参画型・体験型研修の充実。			

	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロセスそのものが地域のヨコのつながり、世代間のタテのつながりをつくるコミュニティづくりのための重要な機会としての位置づけ。次世代を担う子どもたちの参画・発表等も大切。 ○ 住民、行政職員等が、他地域の取組状況を知り、情報共有やネットワーク化を図るための、フォーラムや事例発表・交流会の積極的実施。 ○ 「住民によるまちづくり」は震災以前からの、課題であった。行政側vs住民側という対立軸ではなく、共にまちをつくっていく同志であることを忘れてはならないと思う。行政の方々も、一住民であることを意識し、出来ない理由を挙げる前に、柔軟な制度運用をすることで、住民の意志を叶える努力をするべきである。 ○ 住民側も、法律や条例、制度を知る努力が必要である。そのためには、建築士、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士などの専門家が住民の意見を引き出し、まとめ、カタチにするアドバイザーとして必要である。既存の派遣制度の活用だけではなく、各県の復興基金からも捻出するべきである。 ○ 一律的なまちづくりではなく、その地域らしいまちづくりをするということは、住民の意志を反映すると同時に、住民も責任を持つということでもある。防潮堤の在り方はまさしく、その地域がどのように生きていくかの重要な問題である。国や県主導ではなく、住民の意志を十分に取り入れ、市町村主導で進めるべきである。
広域調整	市町村合併などにより、広大な行政範囲を持つ地域においては、中心市街地と農山漁村部における復興計画の連関性・一体性が求められる。
	市町村を超えたまちづくり、とりわけ沿岸部と内陸部の連携を進めることが重要。相互連携のために、県が調整や指導を行う必要がある。
	防災やリダンダンシーだけでなく、経済社会や文化の観点からも、日本海側との連携による復興が必要。結果として、これまで東北全体が抱えてきた課題の解決や東北全体の底上げにもつながる。
	主な被災地は、東北4県に跨っているが、復興計画は各々の地方公共団体で作成されているため、広域的な計画が皆無。自立的復興のために、東北地方全体の枠組みが必要。
総論	国は「防災集団移転促進事業」で5戸以上のまとまった移転を促進しているが、地理的な制約などが理由で、進んでいない。土地収用の問題、補償問題、移転先確保など、移転を阻害している原因を集約し、解消すべき。
	○ 防災集団移転促進事業と漁業集落防災機能強化は、制度も目的自体は異なるが、被災者の目から見れば、等しく移転をする事業にもかかわらず、住宅購入、建設に対する補助(利子補給)において、大きな差異が生じており、制度間の格差をなくす必要がある。
	○ 住民の帰還には住居の確保が大前提。帰還用の土地を確保するため、土地収用をはじめ民事関係の手続きを簡素化する立法措置を急ぐ必要がある。
	○ 国交省が「街づくりの進め方」という合意形成ガイダンスを作成している。地域の合意形成を促す仕掛けづくり、人材の確保を急ぐべきだ。
	○ スピード化のためには、緊急復興事業として土工量を極力少なくする施工が望ましい。「節約した工事」こそが早期の復旧・復興を可能にする。
	○ 沈下した地盤を全域にわたって嵩上げすることは不可能である。沈下市街地や海浜近傍地の一部にあっては沈下を受け入れ、沼沢地、入江、船溜まりなどとして利用することを考える。

2. 土地 区画整理事業・防災 集団移転促進事業等 の復興事業の推進	個別課題	被災土地の評価額の算定、被災土地と移転先土地の売却額と購入額の差額、既往借入の住宅ローンの取り扱いと支援策などについて、課題を抱えている。
		現行制度のなかでも、定期賃借権を活用するなどして、地域住民の心理的・財政的負担をかけないで移転を図ることも出来るのではないか。
		高台に土地を拓こうとしても、相続等が登記に反映されておらず、自治体がいずれ買取れないような実態がある。この点を簡略化するための手続は、特区法には定められていない。民事関係の手続の簡略化に向けて、大胆な発想での検討を行ってほしい。
		高台移転等の際に、文化財(貝塚等)が出土することが予想されるが、スピーディに移転を進めるための方策は決められてない。手続の簡潔化にむけた検討が必要。
		入札不調が頻発していることについて、積算に当たり、ここ最近の労務費高騰で採算が合わないことが背景にある。現状の労務基準単価の見直し等、弾力的な取り扱いが必要。
		被災地で物価が上がっているという話を聞くので、政府として物価調査を行うなどしてはどうか。注視している旨を公表するだけでも抑止力になる。
		○ 嵩上げが必要な地区については、嵩上げの高さと坪単価を設定したうえで工事を民間に委託することも認めるべきである。
		○ 復旧・復興のために民間事業者の発意で行う排水施設整備・地盤嵩上げ工事等は、緊急復旧事業と同様に「施越(せごし)工事」として補助対象とすべきである。
		○ 鉄道は、安全で確実な公共交通機関として地域住民、特に、高齢者や通学生の日常生活にとって極めて重要な路線であり、観光路線としても欠かすことができない交通手段となっていることから、国において、JRの復旧を促進すべきである。
		○ 拠点市街地整備事業などを活用するほか、積極的な誘導によって、復興する市街地の中心部に病院やショッピングセンターなど人が集まる施設が立地させる積極性が必要ではないか。
	○ 広い市街地の復興事業では、合意のとれた地域から先に復興工事に入れるように、区域を分割して、復興実施計画を策定することも選択肢とすべきである。	
	○ 復興が実感でき、誇りの持てるマチやムラにするためには、景観への配慮も欠かせないので、移転計画や現地再建計画が固まり建物の設計に入る段階になる頃には、統一的な基準によって優れた景観へと誘導できるよう、景観協定などの策定も考えるべきである。	
	柔軟な 制度運用	南三陸町など浸水地域を全面的に高台移転させる計画となっているが、現実的に実施可能なのか。エリアによっては、区画整理や高台移転にこだわらず、現地復旧を行っても良いのではないのか。
		地域の再建について、地元による計画策定が進み始めた地域も出てきているが、単一事業で解決しようという傾向が強い。すべてを高台移転で解決するのではなく、さまざまな事業を組み合わせながら、防潮堤の再整備や避難経路の確保等の平地の活用することも重要。
		恒久住宅の整備に当たっては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等様々な事業を組み合わせた対応が必要であり、石巻市を境に県の南北でまちづくりの対応が異なる。
		区画整理は真に必要な地域だけとし、地元の合意形成のできた適当地域では建築制限を外して中層の店舗併用住宅や水産加工施設などの早期建設を認めるべき。
		災害復興公営住宅(恒久住宅)については、これまでの経験や要望を活かし、地域特性に合うような工法・材料に配慮していくべき。
		○ 道路や防潮堤などの土木工事も大切であるが、生活基盤整備を優先的に進めるべきであるが、その障壁になっている法律や条例、制度がある場合、平時のルールではない柔軟な制度運用をするべきである。
		○ 防災集団移転促進事業等の移転対象地区外の浸水区域において、現位置での再建や浸水区域外で移転再建する被災者への支援については、各市町村で独自支援を検討しているところである。 ○ しかし、これらの事業は復興交付金の対象とならないため、各市町では、震災復興基金や市町単独費を充当する予定であるが、大きな地元負担が生じることとなり、復興まちづくり事業及び被災者の住宅再建の支障となる恐れもあるため、住宅再建に関する市町の独自支援策について、復興交付金の自由度の拡大や震災復興基金への追加交付など財源の確保が必要である。
○ 漁村集落は職住近接の故に高齢者・女性も生産活動に参加してきた。住民の合意が得られない漁村集落については、避難場所を確保できる限り、集団移転は無理に適用すべきではない。		

3. がれき処理	総論	膨大な量にのぼるがれきの処理が急務。
	広域処理	復興庁が仲介して、自治体との調整をするほか、自治体側、また地元住民に、受け入れへのインセンティブを与える方策を検討すべき。
		がれき処理の広域連携・受入を積極的に行っていくべき。日本中がガレキを受け入れることで、世界から日本に向けられている風評被害の対策にもつながる。
		新聞やテレビを通じて、国民に対して直接広域処理の必要性を語りかけるべき。
	分別・活用	がれきの分別に必要以上に手間をかけているのではないか。少なくとも分別したものが最終的に一緒に処理されてしまうということのないようにすべき。
		がれきを海岸復旧に利用することについて、環境省との間では何が問題となっているのか。また、土が不足するかもしれないが、高さのある防災林を作れば、多重防御の中で位置づけられるのではないか。
		防潮林のかさ上げなどの復興事業において、がれきが活用できないかどうか、省庁の枠を超えて検討してほしい。
		建築資材として活用できないがれきについては、埋め立て処分を行う必要があるが、有機物が混ざったがれきについては安全面で問題がある。オールジャパンで技術上の問題を解決できないか。
	4. 復興を支える者の宿舎不足	○ 一部のがれきについては、横浜山下公園や神戸麻耶埠頭等と同様、海面埋め立てに用いてはどうか。新造地に産業を誘致できるし、困窮する漁民に漁業補償を与えることにもなる。
		復旧作業に従事する作業員等の宿舎確保が深刻な問題。
マンパワーが不足しており、例えば介護福祉士を派遣するため宿舎を確保した民間に対し、国は財政支援をしてほしい。		
総論	福島県においては、兎に角除染を推し進め、安全が確保され安心して帰還できることを望んでいる。戻って来る住民を迎え入れる準備が必要でありそれを支えてくれる作業員や医療・介護福祉従事者の手配等、復旧復興、帰還へ導く施策とともに、同時進行でどんどん進めてほしい。	
	地域の核となる企業が中心となるなど、民間の力による地域産業の復興により、地域の再生を図るべき。	
	沿岸地域社会においては、例えば「なりわい」としての漁業が成り立たなければ、地域社会が崩壊してしまう。被災した土地・住宅等への対応や、漁業を行うための漁港・漁船を早急にすべて復旧することが必要。	
	まちづくりの再建を契機として、将来の日本のモデルとなるような地域産業のあり方を併せて考えることが必要。※再掲	
	○ 災害復旧事業や防災集団移転促進事業と、生業(しごと)に関する事業が一体的に取り組めるよう、国・県・市町が一緒に調整。	
	○ 特定の地域の強みを作るためには、密な産業集積が有効であるので、地域ごとに具体的な特区申請などを行って、特色ある製造業等の立地をねらう試みを支援すべきである。	
○ 産業用地の確保や商店街再生支援、あるいは起業支援を行うことにより、将来に不安を抱えている被災者に希望とやる気を喚起し、復興のスピードが加速する。		

1. 地域経済の再生

企業		民間団体や企業、新しい公共やファンド等との連携が必要。
		中小企業支援にあたっては、新規起業者も助成の対象とすべき。
		グループ補助金は評判良いが、中小零細の「個店」に対する支援も必要。
	○	このたびの震災後広がっている、特定の個店等の取組に賛同する個人・企業等がITを活用して寄付する仕組みを支援。
	○	グループ補助金のニーズは高く、被災企業の復旧・復興の支援に必要不可欠であることから、本補助金の継続的な実施及び予算の拡充をお願いする。 また、本補助金の既交付決定事業者においては、次年度以降への繰り越しについても認めていただくなど、事業期間の延長についても柔軟に対応していただきたい。
	○	地域経済の核となる企業を早期に復活させるため、単独企業でも補助可能とする
	○	しごとの確保に関して、グループ補助金など、一定以上の規模の事業主に対する補助金や助成制度はあるが、個人事業主や零細企業に対する支援施策が少ない。 グループ補助金申請の際の商工会議所経営指導員のように、個人事業主や零細企業に対する助成金申請をサポートする仕組みが必要である。
	○	地域の事情に精通した組織(例えば商工会議所)を積極的に活用してはどうだろうか
水産		生産面の再建だけでなく、魚市場、冷凍・製氷工場、流通業者、加工業者等が一体的に機能回復されなければ、地域産業のサイクルは成り立たない。一体的かつ継続的な支援を行うべきである。
		水産業については、沿岸部の嵩上げから事業再生までの年単位のブランクをどうするか。
		地域の水産業・漁村の核としての役割を担う漁協の運営に向けた支援が必要。併せて、漁村復興の希望拠点としての漁協事務所等の共同利用施設再建への支援も必要。
		小規模・零細の漁業水産関連業者は自己負担分を背負えない。少額の予算でも漁港のニーズに素早く対応できる制度が必要。水産庁が所管する復興予算の外に、使い勝手の良い基金が作られれば、当面必要な物資の大半をまかなうことが可能。
	○	全ての漁港を早期に復旧することが不可欠。行政の目線だけで集約化や復旧の優先順位をつけるのではなく、漁港に営まれている漁業形態に応じた復旧を図るべき。 また、生コン等の資材不足により復興が遅れることのないよう、資材の手当てについて、全国的な視野に立って対応することが必要。
	○	漁港を早期に復旧する必要があるが、生コン等の資材不足の問題が顕在化している。また漁船・漁具については、造船・漁具資材のメーカー等が需要に対応できるよう、供給体制を増強するための国の支援が必要である。
	○	漁船・漁具や増養殖施設の再建は、建設業者等の対応に限界があり、時間を要する。本格復旧が成し遂げられるまで、継続的な支援が必要。特に、漁船・漁具については、造船・漁具資材のメーカー等が需要に対応できるように、メーカー等へ供給体制の増強を強く働き掛けることが必要。
	○	岩手県の漁業は、比較的小さな漁船を使う沿岸漁業や養殖漁業がほとんどであるが、その漁船等修理を扱う共同施設についての支援はなく、制度の隙間となっており、こうした被災地の実情に応じた制度の柔軟な運用、拡充、新設が必要。
	○	流通・加工業の施設整備については、地盤沈下等の課題があり、本格復旧には時間を要することから、引き続きグループ補助金や復興交付金の支援を行うほか、販路の再確保、地盤の嵩上げ等への支援も強力に行うことが必要。
	○	次代を担う漁業担い手の確保のため、若青年漁業者や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続・強化することが必要。

	農業	○ 農業の大規模化や高付加価値を強力に推進する際には、数年先の状況だけではなく、高齢化の進展など10年後の地域の姿を見据えて、将来への転換計画を内包した計画を策定していくべきである。
		○ 農業の高度化に関して、地域の復興に応じて、水産加工業の再建や観光振興策などと連携しながら、六次産業化への道筋をつける方途を模索すべきである。
	観光	文化財や伝統的建築物も大きな被害を被っているが、修復・修繕はほとんど行われていない状況である。遠野文化研究センターや日本ナショナルトラストなどが支援をしているのが現状。被災地を風化させないために、ビクターズセンターの設置、文化財の修復、景観の整備をすすめ、観光の再生を図るべき。
		息の長い復興事業の継続には、人の交流が重要であり、また将来の観光事業の展開を考えると、復興の現場を他地域・他国の人々の見てもらう必要がある。「災害復興観光」積極的に推進していくためにも、まずは宿泊施設の整備を先行してはどうか。
	運輸	○ 復興資材の輸送に海上輸送を積極的に利用するべきである。港湾での雇用創出、倉庫の活用、道路事情の緩和にもつながる。
		○ 仙台空港の経営改革の実現には、国、県及び民間企業を始めとする多様な利害関係者間の調整が不可欠であることから、それにかかる必要な財政的支援など国の積極的な協力を求める。
2. しごとの確保	総論	「雇用のミスマッチ」への対策については、狭い意味での雇用関連行政の枠内で処理するだけでなく、より広い範囲で誘導策を検討することが必要。
		○ 仕事がなければ帰還が実現しても、地域社会は持続性を確保できない。
	手法	被災者の今を支えるために、雇用対策やコミュニティビジネスの形成といった「しごと」を通じた生きがいづくりを積極的に進めるべき。
		雇用対策の反面、求職者のモラルの低下といった問題もあり、就労インセンティブを確保しながら支援を行う方法を検討すべき。
		失業者を政府や自治体が準公務員のような形で雇用し、そこから半ば強制力のある形でマッチングを図ることはできないだろうか。
		○ 復興を自らの手で成し遂げるという考え方に立ち、就労を促す方策に力を入れるべき。失業手当の特例支給は、経過措置として必要としても、職業訓練、就労支援に重点を移していくべきだ
		○ 緊急雇用創出事業基金をはじめ、被災地の雇用を生み出す事業に雇用面から支援を行っているが、その効果を明確にする必要がある。正確なデータに基づいた産業・雇用政策を講じていかなければ、資金のムダづかいになる
		○ 事業復興型雇用創出事業の助成対象となる期間について、制度拡充をお願いしたい。
		被災者支援のしごと等の臨時的雇用を確保。 女性や高齢者等によるコミュニティビジネスの活動を支援。(例)登米市南方第2仮設・はまゆり会の「復興三地蔵」づくりなど。 生きがいしごとサポートセンターやリレーマーケットのNPO委託、コミュニティビジネス・ゼミナールや立ち上がり経費助成等も有効。
		○ 若者を呼び込む施策を実施しているだろうが、その効果を点検し、不足あれば新たな方策を検討してもらいたい
3. 再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上		エネルギー基本計画の策定と連動し、福島県、宮城県、岩手県を再生エネルギーの先進地域とする構想も検討していくべきではないか。
		再生可能エネルギーについては、行政刷新会議での規制改革に関する議論を踏まえつつ、復興特区の活用を含めた検討を行うべき。
		スマートコミュニティの建設など、先端的な課題でありながら、復興事業全体に関わる問題は、地元ではなかなか手が回らない。民間の応援はもちろんであるが、復興庁としても積極的な支援が必要ではないか。
		○ 地域ごとに地域の特性に合ったエネルギー計画を策定するべきであるが、研究途上の分野であるので、国家プロジェクトとして、ともに研究会開発を進めるなど、早急に決めることなく、腰を据えた支援が必要である。
		○ 原子力発電の代替という考えだけではなく、従来のエネルギー政策のエネルギーコストの削減・エネルギーセキュリティの確保・温室効果ガス排出抑制などの環境政策の三つの柱を鑑みる必要があるのではないか。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興需要はもとより、今後の期待がかかる太陽光や風力、小水力など再生可能エネルギーの普及について、地域経済の活性化に確実につながるよう、地元中小企業や地元金融機関をまきこんだスキームを工夫。
1. 被災者支援	総論	<p>地域における状況、被災者のニーズはどんどん変わっていく。発災初期につくった制度などもどんどん見直しをかけるべき。状況の変化に伴って、「制度の谷間」に落ちる人を防がなければならない。</p>
	仮設住宅の生活環境	<p>仮設住宅での生活においては、暖かい支援が寄せられている一方で、防火設備の不足、防災無線が聞こえない、高齢者の健康問題といった生活環境の改善が課題である。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅、みなし仮設住宅について、不具合や不便をきき、現在の生活が、できる限り暮らしやすくなるよう、ともに考え対応。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ A)情報が得られること、B)まちづくりのプロセスへの参画、C)しごと、とともに、地域の子育て支援や仮設のお茶の会の世話などボランティア活動への参加が、生きがいづくりと仲間づくりにつながることも多い。気軽にボランティア活動に参加できるしくみと声かけが大切。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会、また、外部からのNPO、ともに、ボランティア活動や文化活動のための資金が厳しく、民間・行政含めた支援のしくみが必要。
	健康管理や心のケア	<p>被災者の高齢化や単身世帯が進む中で健康管理や心のケアが課題となっている。兵庫県の「まちの保健室」の取組を参考に看護協会とも協働し、看護師等の派遣を行うべき。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者はもちろん、一見元気に見える子どもたち等を含めた心のケアや健康相談について、設置されたこころのケアセンターと地域保健システムとの連携、看護協会と協働した出前健康相談システム等の強化。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地においては、看護師や保健師の数が極めて不足しており、予算を確保しても、人材を集めることができないという課題に直面している。健康管理や心のケアを支援できる人材(たとえば傾聴ボランティアなどは既に活動を支援している)を育成し、活動に従事できる仕組みを作ることが必要である。
	被災者への情報提供等	<p>被災者のもとに行き届く情報発信が必要。「人」を介して情報をつなぐ仕組みやパッケージ形式での情報提供、県外避難者への定期的な情報提供なども重要。</p>
		<p>県外避難者間のネットワークを作るにあたって、個人情報保護法がネックとなっている。情報公開にあたっての基準を緩和する検討が必要ではないか。</p>
		<p>郵便局やIT等を活用しつつ、避難者への情報提供していくことが必要。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災により、県外に避難をされた方々が、不慣れな土地で安心して生活できるよう継続的かつ総合的な支援が行われる必要がある。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を求めるとともに、被災自治体が遠隔避難者の所在地を把握できるよう、全国避難者情報システムへの登録を促す広報の実施を求める。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅支援員はもとより、地域のリーダーやNPO、企業、店舗、などのなかで手をあげてもらい、情報推進員の役割を担ってもらうことも有効。情報推進員への情報提供・説明会を随時実施。情報紙印刷費等実費助成も検討。ユーザーサイドからのわかりやすい表現・説明も可能に。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談窓口によく寄せられる相談内容について、Q&Aの形で、広報紙の活用やマスメディア等の協力も得て発信。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町外・県外避難者に対して、広域避難者向け情報紙の定期的発送(避難先都道府県や支援団体の協力を得ることも)や、フリーダイヤルによる相談なども(こうした業務のための被災者の臨時的雇用など)。避難先でのお茶の会参加や災害復興公営住宅入居者募集等にも有効。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県外避難者について、避難する選択も避難しない選択も尊重することを明示、避難先自治体や支援団体等と連携し、避難先でのネットワークづくりや、母子避難グループの活動支援などを行う。 		
震災関連死	<p>震災関連死の原因や対応策についても検討すべき。</p>	

2. まちづくりを契機とした医療、介護、福祉の体制整備	地域包括ケア	民間の支援者などとも協力しながら、将来の日本のモデルとなるような実践例を試みる時期にきているのではないか。
		地域包括ケアにあたっては、土地利用や住宅計画といった復興まちづくりと一体的に検討していくことが重要。
		まちづくりの再建を契機として、地域包括ケアのあり方を併せて考えることが必要。※再掲
		○ 地域包括ケアのあり方について、小規模事業者の将来像も見据えながら潰れないよう進めていく必要がある。
	○ 地域により、仮設住宅の生活環境の格差が生じている。引きこもりや、未来に希望を見出せない方々(特に高齢者)が増えている。 ○ 仮設住宅での生活の長期化が明確になっている現状、早急に生活環境改善をする必要がある。災害復興公営住宅の早期建設も重要であるが、高齢者に関しては、特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホームなど、民営もふくめて、整備するべきである。	
○ 復興庁と厚労省は、多機能の災害公営住宅や共生型複合住宅、定期巡回随時対応型訪問介護看護などのモデル的実例を光ディスク等に作成し、被災各地のまちづくり協議会に提供されたい。		
地域医療	地域医療については、国立・公立の医療機関だけではなく、個人診療所に対する支援を拡充する必要がある。そのためには医師の地域的偏りを組織的に解消するという意味を含めて、大学や医療機関との連携を推進していくべき。	
3. 文化振興	文化振興	復興事業が始まると、どうしても文化振興といった側面はかすみがち。国の施策として出来ることには限りがあるが、広い意味での文化振興を図る試みを、積極的に支援することが求められる。
1. 暮らせる環境の回復	総論	被災者のくらし全体を再生するという観点から、落ち穂拾いの問題処理も含め、最終的には復興庁で総合的な対策をとるような姿勢をとるべき。福島を中心とする原子力災害からの復興においては、立場を超えて幅広く英知を結集するため、情報交換や意見交換の場を設定すべき。
		原発事故の早期収束や除染を通じて、「暮らせる環境」の早期回復をお願いしたい。
	除染・賠償等	汚染の強弱を範囲を狭めることによって、賠償額を抑制することを誘導することではいけない。
		被災者が円滑に再出発できるよう、賠償問題に取り組んでほしい。
		除染に当たり仮置き場の確保が課題であり、放射能に対する住民の不安を払しょくする必要。
		○ 適正、必要な賠償は必要であるが、働くモチベーションが下がってしまい人材不足といわれる中、就業雇用に結びついていない状況の改善を図るべきである。
		○ 除染に必要な仮置き場等の設置については、住民の合意の形成度合いに応じて、中間貯蔵所や最終処分場との関係を柔軟に考えていく必要があるのではないか。
		○ 除染に当たり仮置き場の確保が課題であり、放射能に対する住民の不安を払しょくする必要があることから、(放射性物質を含む)災害廃棄物や下水汚泥、焼却灰等の適正な処理及び処理施設の確保に向けて、国・県・市町村が連携し、安全性に関する住民理解を得るための手法等を検討する必要がある。
		○ 除染対策事業交付金の十分な予算措置と実情に応じた柔軟な予算執行が可能となる仕組みづくりが必要。
		○ 国・東京電力に対しては、原発事故の早期収束と恒久的に汚染水を海に放出しないよう、万全を期すことを強く求めるとともに、水産物の安全性の確保及び風評被害対策を強力に講じる必要がある。
		○ 原発事故に関する風評被害の損害賠償については、あらゆる風評被害について、その全てを賠償の対象とし、審査会が定める指針に早急に明示すべきである。
		○ 国は、宮城県民に対する風評被害の損害賠償が迅速に行われ、早期の復興につながるよう、宮城県内の風評被害が原子力損害であることを原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に明示すべきではないか。
		○ 風評被害については、農林水産物にとどまらず、修学旅行の予約キャンセルなど観光産業へも波及しており、原因者であり事業者の東京電力がこの全ての放射能汚染について責任があり、損害賠償をすべきである。
○ 常磐線の復旧に向けて国が責任を持って、地元自治体や東日本旅客鉄道株式会社に対して直接支援すべき。		

2. 原子力災害の被災者や自治体への支援	地域の将来像	避難者が帰還するかしないか判断できるように、帰還支援の枠組みをきちんと明示すべき。	
		将来的に帰りたいとき、帰れる場所があることが必要であり、10年以上経ったときにも使えるような予算の手当をすべき。	
		現実問題として、帰還できない地域・人々がいるという結論を早く出す、目途をたてる必要がある。国として、こうした受入・移転に向けたマッチング・支援も行うべきではないか。	
	避難者支援	<p>現行の法制度では原子力災害による避難者支援に十分対応しきれていないことから、16万人を超える避難者(うち、県外避難者は6万人超)の実態に見合った支援が確実かつ迅速になされるようにすべき。</p> <p>県内にとどまっている人に対しては色々な支援あるが、県外生活をしている人たちへの手厚い保護は十分でない。</p> <p>夫が現地に残って家族が避難している場合、二重家計や家族関係の問題があり、不安感を解消する対策が必要。</p> <p>福島県内外に広く散在する避難者の支援のためには、情報通信技術の積極的活用が望まれる。すでにこうした事業に着手した市町村に対しては、有効なソフト開発などを積極的に支援して、実効性を確保するとともに、ほかの市町村にも利用を広げていくための支援策を考えるべきである。</p> <p>自主避難者に対しても公的支援を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難地域の出身者について、その家の墓の移転について支援が必要。 ○ 県外も含めた受入自治体等による避難者支援策に対する財源措置が必要。 	
		現状	厚労省による放射能基準値引き下げ措置は「放射能値は低いほどいい」というメッセージとして、国民の間に「放射能ゼロ信仰」を生んでしまった。スーパーなどは更に低い独自基準値の競争を始め、東北の食料品生産者、特に漁業者は困窮している。厚労省は、何らかの是正措置を至急検討してほしい。
		情報提供理解促進	国が放射線量について信頼される安全基準値を明確に説明するべき。
			政府が国民に協力を呼びかけ、自治体の震災瓦礫処理や食品放射能の安全基準を指針として明確に示すべき。
			福島県の漁港に、全漁獲物の放射能検査を行う測定機器が緊急に必要。
			科学的検証と十分な情報提供により、国民理解の促進が求められる。
			東北の主産業である観光と食の分野では、外国人観光客数や食品輸出額や激減している。海外に対して、実際の観光や購買につながる訴求力のあるアピールを行ってほしい。
県産品の風評被害の解消のため、世界に安全性を発信するとともに、放射性物質に対する正確な知識を広めることが必要。			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都では、福島県産品の販売、PRなどを展開するキャンペーンを継続して実施。このような支援の輪が連鎖的に広がるような仕組み、働き掛けが必要。 ○ 現在の福島県主要都市の放射線量は韓国などより低いと聞く。国は福島県に重点的に国際会議を招致し安全性のPRに努めてはどうか。 ○ 放射能汚染水流失防止対策と原発事故の収束は、国の責任のもと同時並行的に早期解決すべきである。 			
<p>国の責任において、以下のような具体的な取り組みを通じ、徹底的なリスク・コミュニケーションを実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ・100ベクレルの安全性について、国の責任を持って国民へ一元的に情報提供 ・国民との継続的な対話集会の実施などのリスク・コミュニケーション ・水産物等の安全性をアピールする冊子を作成し、国民へ周知 ・リスク・コミュニケーションに係るシステム構築(官邸で専門家集団を構成) 			

災害の記録と伝承関係	災害の記録と伝承関係	総論	復興の記録を保存して、将来活用できるようにするための取り組みも始めるべき。一連の機関や団体をつないで情報を共有する仕組みが必要。
			アーカイブについては、国立国会図書館においても取組がなされているが、全体としてどのようにワークしていくのか。それを推進させるために委員会において議論すべき。
		手法	これまで我が国には、帝都復興院・戦災復興院といった機関が存在したが、形式知は残されているが、暗黙知(当時の知恵やノウハウ)は残されていない。将来の大災害に備えるという意味でも、復興庁をはじめとした関係機関の暗黙知(災害対応プロセスや状況資料)を残しておくべき。
			<p>アーカイブについては、東北大学をはじめ民間が行っている既存のプロジェクトを活用すべき。</p> <p>震災の記憶を風化させないため、現地における発信が必要。</p> <p>東日本大震災の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点としてのメモリアル公園のあり方等について、早期に調査・検討を進めたうえで、大震災津波により壊滅的な被害を受け、被災地の復興の象徴として最もふさわしい地区に整備すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国として、オールジャパンや世界に、被災地の現状を情報発信し続け、災害の記憶の風化を防ぐべきである。
1. ベストプラクティス	総論	復興増税をはじめ、復興事業のための予算スキームは既に整えられている。今後は、被災地が予算を使い勝手よく活用できるよう、被災地・復興庁両者が努力していく必要がある。	
		各地域における復興の進捗に差が出てきており、予算の有効活用という観点からも、各自治体のベストプラクティスを共有する必要。	
		復興が進んでいる事例の情報提供が不足している。	
	交流の場の整備	情報の流通が必要。好事例を共有する仕組みや、復興庁が中心となって、民間、応援職員、専門家が交流する場を設けてみてはどうか。	
		今後の復興には、官民の多様な連携が不可欠。たくさんのメニューに精通し、タイミングよく紹介できるように、人員の組織的な育成・配置や、NGO・NPOとの連携、データベースの作成等が求められる。	
		行政、住民、専門家が復興のプロセスを共有する機会・場を作ることが必要。例えば、復興交付金や基金による取組のプレゼンの場を設けることで、他の団体や行政職員が交流することができる。	
		行政、住民、専門家が交流し、個々の関係を構築するための常設の拠点を作るべき。	
		復興を成し遂げていく力は結局「人」であり、被災者、支援者、専門家、行政等がヨコで出会い、face to face の関係を結びながら対策を協議できる常設の拠点や、被災者と行政の間にたち、現場に向いて被災者のニーズを把握し行政に提言できる第三者機関の設置が有効。	
	先行事例の共有と活用	地元住民・地権者の話し合いの支援については、ある計画が前に進んで話し合いのめどが立った時点で、そこで活躍された支援者が、遅れている地域の支援にもたずさわっていただけるよう体制を整備すべき。	
		市町村同士のネットワークを形成して、先行事例やプロセスの学びあいをする必要。	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体が、各地域の実情に即して迅速かつきめ細かなソフト事業が展開できるよう、復興基金等財政措置を行うとともに、取り組みの事業例について情報を発信・共有し、他自治体も参考とできるようにすべき。 	

2. 人的支援 ボランティア	現状	圧倒的にマンパワーが不足している。有償ボランティアや青年海外協力隊の経験者などを組織的に採用する必要があるのではないか。
		専門性をもった人材が不足している。
		被災自治体では、ボランティアを十分活用できているのか。現状が明確ではない。
		○ 復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、国、自治体等の関係機関による職員派遣など、継続した人的支援の強化が必要である。
	公務員 応援派遣	自治体からの職員派遣が行われているが、人手不足は解消に至っていない。マンパワーの確保に一層努めると同時に、被災自治体の事情に応じて柔軟、効率的に配備してもらいたい。またそのような調整の枠組みが機能的に働いているのか、点検してもらいたい。
		被災地への職員派遣にあたっては、被災地のニーズに応じた職種・派遣期間等のマッチングを行う必要。
		既に全国の自治体から支援要員が派遣されているが、まだ十分ではない。特に政令指定都市からの応援職員の増派が望ましい。国が呼びかけてほしい。また中央省庁からも、補助金の申請業務などを手伝うための要員派遣が望ましい。
		被災自治体では職員が不足しているため、他の自治体や民間、NPO等から職能のある人を受け入れることが重要であるが、長期的な派遣を可能とするルールを作るとともに、被災自治体において受援力を高める必要。こうした取組は新しい共助の形につながるのではないか。
		いずれ応援職員めきで自治体を運営していかなければならず、将来に対して想定・準備が求められる。
		○ 土木技術職員をはじめとする、現場で実務を担当する職員の更なる確保が必要不可欠な状況にあることから、総務省や国土交通省などを通じて、全国の自治体に協力を要請しているところであるが、いまだ必要人員の確保ができていない。 依然として沿岸被災市町のマンパワー不足は深刻な状況にあり、職員の確保が喫緊の課題となっている。
	専門家	○ 行政職員の人手不足に対し、応援職員、被災地内外のOB職員や民間からの任期付き雇用、地元からの臨時的雇用、等を組み合わせた対応を支援。
		○ 復旧と異なり、復興過程においては、専門家(弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、建築士、医療関係)へのニーズが高まってきている。こうした民間の専門家の現地派遣、あるいは地元の人材の活用の仕組み作りが求められている。
		○ 資金的に潤沢ではない企業・NPOにおいても、共助の枠組みに加われるような「新たな共助」の仕組みづくりが求められる。
	企業 NPO	○ 被災地はもとより全国で活動が広がっている、団体、NPO、企業、など民間の力との協働のしきみをさらに充実。
○ ボランティア数が激減している。個々の意思で行うのではなく、大学・専門学校・NPOとの連携体制をつくり、継続的に支援を続けられるための仕組みづくりが必要。		
ボランティア	○ 仮設住宅で高齢者等の交通が不便なところが少なくなく、被災者相互の移送協力が必要とされている。移送の実費だけでなく謝礼金も支払えることとする特例等を定めるべき。	
	○ 地域住民の民意を聞く業務については、行政職員だけではなく、地域・近隣・ボランティア等の力を借りる必要性があるのではないか。	
3. 制度を活かすための、きめ細やかなオーダーメイドの相談と対応	総論	○ 関係機関含めて各相談窓口が、支援策の全体像を知って、最新の情報で支援策をどう組み合わせるかについて相談にのれるよう、相談員のヨコ割での継続的研修、ケーススタディを実施。
		○ レディメイドでなく、利用者サイドにあわせたオーダーメイドの相談と、パッケージでの情報提供。まずは相談窓口へと、ニューメディア、オールドメディア(口コミ、回覧板、ちらし等)あわせてアピール。
		○ 制度の使い勝手については、現場の柔軟な運用とともに、現場の声をききながら改善を重ねる。即答できないことや検討中のこと、できないこと等についても、状況を随時返答。

4. 特区制度、
交付金、
等の諸制度

	総論	復興交付金の交付や特区認定、各種規制の変更などについて地元などから、煩雑だという批判がある。丁寧に手続きを説明するとともに、手続きが合理化できないか常に見直しを進める姿勢が必要。
		○ 復興交付金や震災復興特別交付税をはじめとする手厚い財政支援措置の継続と総額の確保が必要であると考えている。
		○ 「社会資本整備総合交付金(復興)」に係る地方負担に対する財源措置等について、平成25年度以降も、復興が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じる必要がある。
		○ 復興特区や復興交付金等の制度を柔軟に運用するとともに、財源措置を引き続きお願いしたい。
	特区	内閣府行政刷新会議の規制・制度改革の項目を登用することにより、国との連携を深め、復興特区の活用を促進すべき。
		○ 特区法の定める手続きには、なお地方自治体に判断を委ねてよいと思われるものもある。今後の実施状況に応じ、不要又は有害(遅延を招く等)なものは、柔軟に修正する態勢を整えるべき。
		○ 沿岸地域では土地の嵩上げ等の事業用地の造成が進んでいないため、復興特区制度の指定期限の延長が必要ではないか。
		○ 復興特区制度の目玉である新規立地促進税制について、要件が厳しいとの意見もあることから、制度をより活用しやすくなるよう、適用要件の緩和が必要ではないか。
		○ 復旧・復興過程において、現行の法制度等の枠組みの中だけで処理しようという対応が少なくない。そのため、被災地のニーズに応えることができなかつたり、復興の進展を阻害することになったりしている。千年に一度といえるような大災害からの復興であるので、もう少し弾力的な運用をしていただけることを、被災地は望んでいる。 一例として、相続登記関係、個人情報保護、景観規制区域、文化財保護など。
	○ 行政手続きに時間がかかり過ぎている。 被災自治体の実務担当者の要望をまとめ、第2次特区法案をまとめられよ。 例えば、文化財保護法、景観法、個人情報保護法、不動産登記法、道路運送法、土地区画整理法など。	
	交付金	交付金について、政府は、国庫で必ず負担する費用と、必要度、財源等を勘案して負担の有無、程度等決定する費用の区分及び判断基準を明文化して、速やかに公表すべき。
		予算配分について、被害の大きい沿岸部に予算が優先的に配分されることになっているため、内陸部市町村に不満がたまっている。特に福島県は、原子力事故への対応に伴って、内陸部市町村においても財政負担が増大するなどの特殊事情を抱えていることから、将来的にこれを解消する配慮が必要。
		○ 復興交付金においては、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金(復興)」等により確実な予算措置が必要である。
		○ 復興交付金においては、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金(復興)」等により確実な予算措置が必要である。
	基金	各県に設けられている基金については、どのように活用されているのかも含め、周知する必要がある。また、復興基金の効果的な使い方の共有・発信が必要。
○ 昨年度創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた事業が一層加速するよう、追加的な財政措置を講じる必要がある。		

復興庁への期待	復興庁はワンストップで縦割り先例主義を乗り越えながら、被災地に心を寄せ続けることが重要。
	限られた財源の中で、税金が無駄金にならないよう、透明な資金の流れを確保してもらいたい。同時に施策の実行には、お役所的な煩雑な手続きを回避しなければならない。そのバランスをどうするか。復興庁の強力な権限を活用してもらいたい。
	これから5年、10年と被災地の中でいろいろなスピードで復興事業が進んでいく。予算だけでなく、全体的なコントロールを復興庁が果たしていくべきではないか。広範囲にわたる被災地の状況を復興庁自ら取りにいく姿勢が求められる。
	役所が様々な制度を提供するのではなく、被災地自らが手を挙げたことを、いかに柔軟に、タイミングよく対応できるのかが求められている。
	被災地のニーズをくみ取るためには、出先機関の増員が必要。また、復興庁だけでなく、現地で復興支援に携わる多様なステークホルダーの方たちと協働できるような体制づくりが求められる。
	復興庁職員は、これまでの専門性に加えて、新たな専門性を求められる。研修等による支援プログラムの拡充が必要。
	男女共同参画の観点から、復興庁においても女性の顔のみえるようにすべき。
	復興庁は復興のシンボルとなれるのではないかと。まったく知られていないので、事例紹介のイベントを行う等戦略的なアピールを検討すべき。
	○ 復興庁は、被災地に対し、大学、国立高専、研究所、訓練用空港等の誘致、海外交流の促進、博覧会開催など、国でなければ考えられない構想を提示し推進してほしい。
	○ 復興庁として発足以来のレビュー（自己評価）もまとめていただければ、さらに議論が充実するのではないかと考える。
	○ 国は、復興に関する行政の判断をスピードアップするため、各行政機関及びその構成員の行う意思決定（行政処分を含む）に期限を設けてほしい。 （例）決定を行うにつき調査を必要としない意思決定は即日とする等
	○ 個人や企業の生活や事業に係る行政措置について見通しを聞かれた時は、その時点で最大限可能な見通しを伝えるよう、自治体及び復興関係事務を行う機関を指導すること。 （例えば、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助金に係わる中小企業基盤整備機構の事務遂行について見通しが示されないなど）
	○ 中間報告の内容が予算編成において十分に盛り込まれることを、委員としては期待。
	委員会の活動方針
問題点その他の諸問題と現状を確認し、あるべきプロセス、現に行われているすぐれたプロセスとその成果等を把握・分析し、それを復興推進委員会の意見書に活用することが必要。	
「コレをすべきアレをすべき」の議論で終わらせることなく、委員も政府も、その先を考えていきたい。	
○ 報告書は、直接的には被災自治体及び国の復興事務担当者、間接的には被災住民に役立つものでなければならない。 そのために、その内容は、現状を踏まえた提言を核とするものであってほしい。	